

いじめ対応マニュアル(いじめを把握したとき)

いじめの把握・いじめに発展する可能性のある事案の把握

児童指導主任に報告

教頭

校長

いじめ防止対策委員会

対応方針、役割分担、指導方針、指導体制の決定

【メンバー】

校長・教頭・教務主任・児童指導主任・当該児童担任・養護教諭

* 事案の状況により関係教職員等を招集する。

* 必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールサポーター・スクールソーシャルワーカー等との連携を図る。

当該児童への事実確認(面談)

- ① 被害児童への面談
- ② 加害児童への面談(個別)

緊急校内児童指導会議(全職員での情報共有)

- ・事実報告
- ・対応方針、指導方針の共通理解

家庭訪問(被害児童)
把握した事実の報告
対応方針説明

【関係機関との連携】

* 真岡市教育委員会
83-8181

* 真岡警察署
84-0110

* 中央児童相談所
028-665
-7830

* 県東健康福祉
センター
82-3321

* 芳賀教育事務所
82-3324

いじめ防止対策委員会

- ・事実確認した内容の報告
- ・被害児童及び加害児童への対応協議
- ・学級指導の方針と内容の協議

職員会議(全職員で情報を共有)

- ・経過の報告
- ・対応策についての共通理解

家庭訪問(被害児童)
経過報告
加害児童への指導内容説明

家庭訪問(加害児童)
事実の報告
指導内容の説明
学校と連携しての支援要請

各学級での指導

家庭訪問(被害児童)
経過報告
学級指導の内容説明

職員会議(全職員で情報を共有)

- ・経過の報告
- ・今後のいじめ対応についての共通理解

経過観察
* 継続的な指導・援助